

## 令和6年度第3回工賃向上計画の推進に関する専門委員会

日時 令和7年3月17日(月)

15:00~16:30

場所 大阪府庁分館

A棟3階共用会議室(A3-9)

○事務局 それでは定刻になりましたので、ただ今より、「令和6年度第3回工賃向上計画の推進に関する専門委員会」を開催させていただきます。

本日は、お忙しいなか、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、委員会事務局で、本日の司会を務めます福祉部障がい福祉室自立支援課でございます。よろしくお願いいたします。

まず、委員会の開催に先立ちまして、自立支援課長よりごあいさつさせていただきます。

○事務局 皆さん、こんにちは。自立支援課長です。委員会の開催にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

今回、本委員会を開催するにあたりまして、委員の皆さまにおかれましては、まず、対面での会議ということで、わざわざお忙しいところお越しくださいまして、本当にありがとうございます。

また、日頃より、本府の障がい者の就労支援の推進に格別のご理解をいただきまして、誠にありがとうございます。

今回、議事として挙げさせていただいております内容としましては、大阪府の工賃向上計画（令和6～8年度）の目標及び進捗状況についてお諮りいただくことが一つ。

もう一点は、就労継続支援優良取組表彰の着眼ポイントについてご審議をお願いしたいと考えております。この優良取組表彰の制度につきましては、府内の工賃向上及び就労支援力の向上につなげていくことを目的として、今年度で3回目となるものでございます。

前回の委員会で、表彰の選考にあたる今後について、様々なご意見・ご指摘をいただきました。そのご意見を踏まえまして、事務局として案を作成しております。

本日は、その見直しに向けて、改めてご意見を伺えればと考えております。

また、今回より新たに3名の委員にご就任いただいております。

今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆さまにおかれましては、それぞれの分野における専門的な見知から、忌憚（きたん）のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会にあたってのごあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 本日出席の委員の皆さまにつきましては、お手元に委員名簿をお配りしております。

本日は8名の委員がご出席でございますので、工賃向上計画推進に関する専門委員会運営要綱第5条第2項の規定により、委員定数8名の過半数に達しており、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

○事務局 お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、「式次第」、

資料1－1「大阪府工賃向上計画（令和6～8年度）（案）」、

資料1－2「大阪府工賃向上計画（令和6～8年度）概要（案）」、

資料2「大阪府工賃向上計画 令和6年度取組状況、令和7年度実施計画」、

資料3「就労継続支援優良取組表彰着目ポイント改正検討」、

間に挟まっているものですが、参考資料として、「令和6年度大阪府工賃向上計画 主な取組」、「令和5年度工賃実績、優先調達実績（厚生労働省）」、「令和6年度就労継続支援優良取組表彰 受賞者取組事例紹介」になります。

最後、「農福連携技術支援者の育成」という資料になります。

もし、足りない資料がありましたら、お知らせください。

○事務局 それでは、この後の議事進行につきまして、工賃向上計画推進に関する専門委員会運営要綱第5条に基づき、岡崎委員長にお願いしたいと思います。岡崎委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長 よろしくお願ひいたします。お手元の次第に沿って議事を進めてまいりたいと存じます。

本委員会は、就労支援部会から委託された福祉施設で働く障がい者の工賃向上支援に関わる調査審議に関する事務について、原則公開で審議することとなっております。

それでは、議題（1）に入ります。議題（1）大阪府工賃向上計画（令和6～8年度）の目標について」、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 自立支援課です。私からご説明させていただきます。座って失礼いたします。

まず、お手元の資料1-1・1-2と、参考資料の「令和5年度工賃実績、優先調達実績（厚生労働省）」をあわせてご覧いただけますでしょうか。

そうしましたら、最初に厚生労働省の参考資料をご覧ください。

こちらは、今年度発表された令和5年度の工賃実績についてというところなのですが、報酬改定の算定式の変更を踏まえた令和5年度の全国における就労継続支援B型事業所の工賃平均月額が2万3,053円になります。

めくっていただき、別紙3の令和4年度・令和5年度都道府県別平均工賃のところ、大阪府の工賃は1万8,176円で、全国で46位という状況となっております。

最も高い工賃としては、右側の真ん中あたりの徳島県で2万9,312円で1位になっており、1万円以上の差が生じているという状況になっております。

続いて、資料1-2をご覧ください。大阪府工賃向上計画（令和6～8年度）の概要ということで記載しています。

令和5年度の第3回の本委員会と、令和6年度の第1回の本委員会においてご審議いただいた、「大阪府工賃向上計画（令和6～8年度）の工賃目標月額」については、令和6年度の報酬改定による平均工賃月額算定式の変更を踏まえ、令和5年度大阪府平均月額速報値の1万7,925円をもとに年5%向上することを目標として設定していました。

その後、厚生労働省において、都道府県平均工賃月額の算定式の見直しがあり、速報値から確定値に変更となっており、本日は、確定値に基づく目標修正のご確認をお願いいたします。

用紙の真ん中に記載している工賃目標をご覧ください。

令和5年度の確定値は1万8,176円であり、これをもとに年約5%向上することにより、各年度の目標値については、令和6年度が1万9,000円、令和7年度は2万円、令和8年度は2万1,000円として修正したいと考えています。

これを反映した大阪府工賃向上計画の概要の資料が資料1-2、計画本体が資料1-1となっており、マーカー箇所が今回の修正箇所になっています。

資料1-1で申し上げますと、6ページのところに、概要に記載している表を入れていません。

今回は、こちらの数値として、確定値が出たことに伴って、5%ずつの目標値として修正したいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上となります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。ただ今、議題(1)の次期工賃向上計画についてご説明いただきましたが、ご意見やご質問等はございますでしょうか。何なりと、お気づきの点等、まず伺えればと思いますが。

○委員 実際のところとしては、令和6年が、実際の、どれを見たらいい、実績？

○事務局 実態が、令和5年度の実績として確定値が出ているものが1万8,176円になります。

○委員 前年度に比べて、どれぐらい上がっているのですか。

○事務局 前年度が、算定式が変わっているというところで、比べるところが変わって、金額として変わってくるのですけれども。前年度としては、こちらのほうの令和4年度のところでは1万3,681円というところではあります。

○委員 1万3,000円。

○事務局 はい。ただ、こちらのほうは、計算式が違いますので、一概に比べられる金額にはなっていません。

○委員 今年度、実質どれぐらい上がっているのかというのはわかりませんね。

○事務局 そうですね。

○委員長 ほか、いかがでしょうか。何でも結構です。質問、ご感想でも、気付いたことでも。

○委員 少しよろしいですか。計算式が変わっているということなのですが、どのようにかわったのかという質問なのですが。速報値、計算式、数字が変わっているわけですね。

○事務局 そうですね。以前は、総計から人数で単純に割っているのですが、短時間の人でも、長時間の人でも同じ日で割ってしまっているというなかで、実質に伴った工賃が出にくいのではないかというお話しがあって、利用者さんの時間数とか、なるべくそういうものの実態に見合った計算式に変えようというところで、今回、こうなっています。

○委員 だから、全体の金額は変わりませんよね。

○事務局 はい。

○委員 で、利用者数で割っていたわけですね。

○事務局 そうです。

○委員 それを、利用時間が短時間の人もいるし、より詳細に計算したということですか。

○事務局 そうです。より細かく。

○委員 だから、1人でも、2時間しか仕事をしていない人もいますし、それをカウントして計算したということですね。

○事務局 はい。

○委員 そうすると、計算式がだいぶ複雑になりますね。

○事務局 そうですね。これは国によるものです。今回、確定値が出たことに伴って、目標の工賃の金額としては、考え方は前年度より5%ずつ上げていきたいと思いますところを議論いただきましたので、確定値に伴い5%ずつを上げた目標値の設定をさせていただこうと考えています。

○委員 速報値というのは、利用者で割ったという数字ですね。で、確定値というのは、詳細に計算をした数字。

○事務局 概要の資料1－2になります。この速報値というのは、新しい算定式で出したものです。

令和6年度の第1回の本委員会のために、令和6年9月改定の速報値が1万7,925円であり、令和6年度が1万8,800円、最後の令和8年度が2万700円の目標を記載しておりました。

今回、速報値からまた修正が入ったというところで国の発表がありましたので、確定値として、1万8,176円になったというなかで、5%に従って計算した金額が、最後の令和8年度が2万1,000円ということです。

○委員 1万8,176円が今の確定値。

○事務局 そうです。

○委員 それに基づいて、令和6年度の目標を1万9,000円にするということですね。

○事務局 はい。そうです。

○委員 令和7年度が今度は2万円と。

○事務局 はい。

○委員 ということは、これは、もう固定になるのですよね、変わらないのですよね。確定値。

○事務局 そうです。確定値が出ていますので。

○委員 だから、1万8,176円がベースになるという、将来的にも。

○事務局 そうです。はい。

○委員 ベースになるけれど、1万9,000円、2万円、2万1,000円は変更することはできますよね。

○委員 今の論議でね。

○委員 ですよ。今は論議ですよ。

○委員 今の話ですね。

○事務局 はい。

○委員 ごめんなさい。去年いて、すみません、覚えていない。この5%というのはどうやってでしたか。物価上昇率とか、何かそういうのをベースにしてやっていたのですか。

○委員 どこかに書いていましたか。

○事務局 資料1-1の6ページに記載しています。

○委員 工賃実績の伸び率の平均値。工賃実績というのは、一般の企業の？

○事務局 大阪府のB型事業所の工賃の伸び率です。

○委員 B型のということか。

○事務局 これ自体は、去年度の第3回の本委員会でご審議いただいて、決定済みの事項です。

速報値を出した後に、厚生労働省が都道府県の平均値の出し方の計算式を変えてきて、その影響で、調査結果は変わっていないのですが、平均の平均を出すかとか、割り算の式を厚生労働省が変えてきたために、いったん1万7,925円で大阪府ということで知らしめた後に、厚生労働省が1万8,176円をお願いしますということで、数値し直してきたもので、われわれも、いったんこうして工賃計画を発表していたものの、もう一度修正しないといけなくなってしまったので、ご確認をお願いしますというのが、議題(1)の趣旨です。

○委員 いや。昨年度に決めたけれど、今、議論しているでしょ。5%というのは変えてはいけないということ。

○事務局 もうそれ自体は、去年度の第3回に決めて、それ自体は公表させて、工賃計画ということで公表させていただいていると思ってまして。

○委員 じゃ、変えられないですよ。

○委員長 今、5%が議論になって、変えるなら変えるで、結構ここは詰めていかないと、じゃ、3%にしようとか、7%にしようとかというのは、なかなか難しい話だと思いますので、前年度の第3回で一度5%というのが決まっていますので、これは、確定値が出たうえで、令和6年度、令和7年度、令和8年度というところですので、これはそのままのところで置いて。

ただ、問題意識としてというところを、常に5%でいいのか、もうちょっとなのかというところは、少し検討してもいいのかなと思いました。

というのは、例えば、別紙3のところにある山形県が低い。でも、前年度で見ると、計算式が違うというところはあるのですが、1万4,000円で1万8,000円で、大阪府は1万3,000円で1万8,000円となると、大阪のほうが、計算式が違って、そういう意味では、数で言えば伸びているわけで、それは、どういうふうな取組みがあったかとかというところは、検討に値するのかなと思いますので、今回に関しては、この形の確定値をもって5%の伸びでというところをご確認いただければなと思います。いかがでしょう。

○委員 意見としてはない。

○委員長 はい。ありがとうございます。委員、先ほどのご意見。

○委員 計算式が、うちもB型なのですが、新しい計算式でやるのに、時間もだし、利用者さんの出勤日数によっても割る数が違うので、それで、かなり変更があって、うちは、平均でいうと 2,000 円とか 3,000 円とか、結構、新しい計算式に当てはめたら。まあまあです。それでB型の進行方向が変わるので実態に見合った形で計算式がなってきたなど。B型からすると、平均工賃が上がったら上がったで、何ですけど。

大阪府は今まで最下位だったので、1 ランク上がったのはよかったなということが言いたいのです。

たぶん先ほど言われたように、箇所数が違うので、大阪のB型の平均工賃が上がったのは箇所数が多いからですよ、きっと。

○事務局 そうですね。

○委員長 ありがとうございます。今、いただいたご意見のところは、今後、検討課題として挙げるべきところもあると思いますので、こちらのほうで控えさせていただいて、ほかの議事もまだございますので、次に移らせていただきたいと思います。

それでは、事務局から提示のありました内容で、令和6年度から令和8年度の大阪府工賃向上計画を改定いたします。

それでは、次に、「議題 （2）大阪府工賃向上計画（令和6～8年度）の進捗状況」について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局 引き続き私のほうからご説明させていただきます。資料2「大阪府工賃向上計画 令和6年度取組状況、令和7年度実施計画」と、参考資料「令和6年度大阪府工賃向上計画 主な取組」をご確認いただけますでしょうか。

大阪府工賃向上計画の令和6年度取組状況と、令和7年度の実施計画ということで2ページに記載しています。

参考資料が、引き続きホチキス留めの資料で、主な取組みのところを記載しているものになります。

そうしましたら、資料2に従ってご説明させていただきます。

まず、左の「1 事業所工賃向上計画策定・実行支援」になります。

（1）事業所の工賃向上計画の策定・提出促進については、事業所工賃向上計画は策定のうへ都道府県に提出することとなっており、令和5年度の提出率は79%でしたが、令和6年度からオンラインシステムの活用と市町村との連携により、提出率が94%と改善しているところです。

（2）常設相談窓口の運営については、計画策定についての相談、新規事業所から、「どうすれば工賃が上がりますか」などの一般的な相談がよく聞かれたということです。

（3）コンサルタント派遣による訪問支援については、新規事業所の増加というところで、府内の事業所数が1,700事業所などの実状を踏まえ、個別の特定の事業所の訪問支援ということよりも、集合研修の充実により、できるだけ多くの事業所への幅広い支援をメインに

取り組んだということから、今年度は訪問支援を見送り、来年度以降、相談窓口や研修と連動して、必要な場合は対応を検討してまいりたいと思っています。

(4) 事業所ニーズに応じた研修の実施については、今年度は計4回実施しました。いずれもアーカイブ配信を行うなど、多くの方に受講いただけるように工夫しました。

そこで、参考資料の主な取組みで、「事業所向けセミナー」というところで、開催したセミナーの内容等を掲載しています。

令和5年度の表彰事業所の好事例を紹介する好事例セミナーを一番左に載せています。

真ん中には、工賃向上スキルアップ研修ということで、2回連続研修として、1回目は収支・生産性向上についてというところ、2回目は請負営業についてという研修を行いました。

一番右は、こさえたんの授産製品・売上アップセミナーとして、自主製品をつくる事業所向けのセミナーを行いました。

いずれも受講者アンケートをさせていただいており、抜粋したものを記載しています。

事業所さまには、持ち帰っていただける学びの多い研修であったというお声をいただいているところです。

資料2に戻っていただき、研修のところですが、来年度の研修は4回を目標に実施、そのうち1回は、厚生労働省による工賃向上計画の支援等の事業の内容を踏まえ、会計管理の徹底とか、就労支援事業会計に関する研修を、A型事業所も対象に実施してまいりたいと考えているところです。

続いて、(5) 情報発信の充実については、工賃向上メールマガジンを毎月2回発行していますが、来年度は月2回の定期発行を月1回として、セミナーや仕事の募集のほうをタイムリーに発信するよう改めて行っていきたいというところです。

あと、就労継続支援優良取組表彰についてですが、第2回の本委員会で選定いただいた事業所については、3月11日に知事同席のもと表彰式を行いました。

来年度は、令和6年度受賞者による好事例セミナーの実施と、令和6年度の募集を行っていきます。

また、着目ポイントの見直しについては、後ほど議題(3)にてご審議いただけたらというところなので、またよろしくお願いいたします。

次に、「2 共同受注窓口の運営、優先調達の促進」になります。

工賃事業の一環として、大阪府共同受注窓口を運営しており、大阪府や企業からの業務発注、府内の事業所へのマッチングを行っています。

(1) 大阪府共同受注窓口の安定的運営については、1月末現在で受注件数は571件、取引額は3,528万円で、前年度比で88%となっています。

令和5年度は、目標の4,500万円に対して、実績が6,294万円ということで、かなり高実績であったということがあります。

昨年度は、コロナ禍の影響もおさまり、イベント関連のノベルティの発注が増加したものの、今年度はノベルティ発注が昨年度ほどいただけていない状況になっています。



共同受注窓口・優先調達実績の令和6年3月末までの実績・目標達成状況については、また令和7年度の第1回の本委員会にて改めてご報告させていただく予定です。

来年度も、引き続き共同受注ネットワーク会議、共同受注窓口についての広報などに取り組み、庁内や市町村などへの優先調達促進に努めてまいります。

ページを少しめくっていただき、「3 製品（こさえたん）認知度向上に向けた情報発信」をご覧ください。参考資料の主な取り組みもあわせてご覧いただけたらと思います。参考資料は、「こさえたんの活動」というところで、2、3、4という形で掲載しています。

資料2の（1）「こさえたんロゴマーク」の認知度向上としては、年4回のこさえたん通信の発行と、こさえたん事業チラシの作成に取り組みました。

こさえたん認証販売店として、府内の福祉製品販売店と連携した情報発信に取り組んでいます。

また、こさえたんのサポーターとして、メールマガジンの発行、Instagramを中心としたSNSの情報発信を行っています。

Instagramは、ほぼ毎日情報発信をしています。

SNSについては、府庁全体の方針として、SNS運営ポリシーが定められており、利用者の少ないアカウントは廃止・統合を検討するとされており、X（旧Twitter）については、アカウントを閉鎖しているところです。

また、中心となるInstagramと連動させるということで、Facebookについては、旧アカウントを閉鎖して、新アカウントにしています。

一方、Facebookが数が増えていないというところがあるのですが、今後、状況を見て検討していくという状況です。

来年度ですが、9月に大阪・関西万博の会場内で、こさえたん製品の展示販売を実施することとしていますので、これも含めて、こさえたんの認知度向上に向けて引き続き努力してまいります。

（3）大阪府庁舎内アンテナショップの運営については、府庁内の別館1階にある「福祉のコンビニこさえたん」のアンテナショップの売上が1,113万円で、前年度比で98%という状況です。

パン・お弁当の出店事業所は、2事業所が新規参加していただき10事業所の参加となっています。

令和7年度分の出店を、現在、最終調整をしているところですが、新規で3事業所が参画予定になっています。

菓子・雑貨の委託販売は57事業所に参加いただきました。年4回公募して、新たな販売製品の選定を行ったところです。

また、福祉のおかしの定期便「こさえたんのおやつ」については、2月現在で15件の注文をいただいております、事業団体によるお菓子の定期購入も6団体に登録いただいております。

お菓子の事業所については、定期的な注文をいただいております、ありがたいなというご意見

をいただいているところです。

続いて、外販イベントですが、参考資料の3をご覧ください。「令和6年度の大阪府工賃向上の主な取組③外販イベント」という資料になります。

こちらが、3箇所で開催した外販イベントの内容を掲載しています。

一番左側は、なんばマルイにおける出店、真ん中が11月に開催した「共に生きる障がい者展」での出店、定例開催として月2回の「図書館マルシェ」への出店を行っています。

来年度については、参考資料の4で、大阪・関西万博におけるこさえたん製品の展示販売会を実施する予定としています。

9月14日に、大阪ヘルスケアパビリオンの前の屋外広場において、福祉分野による出店催事の一部として出展します。

ただ今、製品の公募を行っており、51事業所に応募いただいているところです。結構な数を応募いただいているというところで、皆さん、万博にも関心を持っていただいているかと思っています。

資料2に戻っていただき、最後、「4 農と福祉の連携の促進」について、農政室のほうから説明をお願いしたいと思います。

○農政室 農政室推進課でございます。着座にてご説明させていただきます。

私からは、「4 農と福祉の連携の促進」の項目についてご説明させていただきます。

まず、(1) ワンストップ窓口の運営ということで、大阪府農政室のなかの「大阪農業つなぐセンター」というところで、ワンストップ窓口を運営しており、今年度、こちらに記載しているのは、2月末時点での件数で、農福連携に係る相談が7件ありました。

そのうちの1件は、実際に農家さんのところに行って、福祉事業所さんが農業を体験したいという形でご相談をいただいたので、体験を受け入れてくださっている農家さんにおつなぎして、1件のマッチングがされているという状況です。

また、参入者については、令和7年4月に各市町村を通じて調査を予定していますので、令和7年度の第1回の本委員会でご報告を申し上げます。

続いて、(2) 農家と福祉施設による農作業請負の契約締結支援ということで、今年度については、先ほど申し上げたように、マッチングについては1件ありましたが、その後、契約締結に直結するような、過年度から相談を受けていた方の契約締結に至ったという実績はないという状況になっています。

続いて、令和7年度の計画ですが、先ほど申し上げたつなぐセンター内での相談の対応、マッチング、専門家の派遣による契約請負の締結の支援は継続しつつ、新規に「農福連携技術支援者育成研修」を実施する予定です。農福連携技術支援者育成研修の概要については、先ほどお配りしている別添の参考資料をご確認いただければと思います。

イメージになりますが、育成する人材というようなポンチ絵が描かれていると思います。そのちょうど真ん中に点線で示している人型のなかに、「農福連携技術支援者」がいらっしゃるって、この方は、農業者の方や障がい福祉サービス事業所の方やその支援者の方に対して、

農業と福祉の両方の部門の知識を広く身につけておられる方として位置付けられている方で、農林水産省のほうで、例年1回、つくばの研修施設でこうした方を育成するプログラムを実施しており、実際都道府県でもそうした育成研修が実施可能となっていますので、令和7年度から大阪府でも技術支援者の方を育成する研修を行っていく予定にしています。農政室からの説明は以上になります。

○委員長 ありがとうございます。ただ今、「議題（2）大阪府工賃向上計画（令和6～8年度）の進捗状況」について、取組み等についてのご説明をいただきましたが、ご意見やご質問等はございますでしょうか。

○委員 まず、資料2の「事業所の工賃向上計画策定・実行支援」の（3）コンサルタント派遣による訪問支援のところで、令和6年度は実施なしというところなのですが、

実は、令和7年度計画に記載されている、「個別訪問支援から集合研修による支援へシフト」と書かれている方針について、正直、私たちも似たようなことを考えておりまして、ただ、理由が少し異なるところがあるので確認をさせていただきたいのですけれども。

「新規事業所からの相談の増、府内事業所数の増を踏まえ」というのが、シフトしていく理由であるように書かれているのですけれども。

ということは、相談は多い、けれども、それに対応しきれないので、どちらかというと、集合研修に変えていくということによいのでしょうか。相談は来ている、たくさんあるということですか。

○事務局 そうですね。相談はたくさんあるのですが、皆さん、立ち上げたばかりで、基本的な相談というところも多くて、個別訪問、何て言うのですか、もちろんタイパというのがあるのですが、時間をかけてということよりも、一般的なことを最初に広く知っていただきたいというところで、多数者に向けてというところを行っていきたいというところです。

○委員 理由が違うというところで申し上げますと、堺市の状況でお伝えしますと、われわれも個別支援、専門家の派遣をさせていただいていまして、常々事業所さんにも情報を発信させていただいているのですけれども。

逆に、われわれのほうで言うと、あまり事業所の皆さんから、それほど具体的に、「こういう支援がしてほしい、こういうところが足りないの、こういう専門家の方に来てほしい」という具体的な支援の依頼というのがあまりないのですね。

それは、ずっとやってきましたので、ある一定行き渡ったということなのかもしれないですが、ニーズにある程度応えてきたということなのかもしれないのですが、この1年ぐらいで、具体的なニーズが聞かれてこなかったのですね。

個別支援は職員さんもマンツーマンで、専門家の方とずっと話をしなければいけない、そういう時間も取らなければいけないし、事業所側として、ある程度目標とか目的というのをしっかり持っていないといけない面があるということで、ちょっとハードルが高いところもあって。われわれとしては、個別支援のニーズというのは、正直、拾いきれない、なかなかニーズをキャッチできないところがありまして。

そういう意味においては、たくさんの方に集まっていただいて、裾野を広くして支援ができるセミナーや勉強会というところにシフトしていったら、そこで個別に、もっと知りたい、もっと聞きたいというニーズがあったときに、「こういう個別支援もありますよ」という、そういう方向にシフトしていこうかなと思ってはいるところなのです。

なので、結果的には似たような方向性を出しているのですが、相談の件数というところがちょっと違ったので確認をさせていただきたかったのです。

新規の事業所さんから相談が多く、昔からずっとやっている事業所さんからは、あまり初めてのニーズというのは聞かれてはこない感じなのですか。

○事務局 そうですね。きちんとというところではないのですが、そういう印象です。

で、おっしゃっていただいているように、具体的にというのが挙がってくるというよりは、セミナーとかをして、皆さんに気付いていただくというところと、今回は会計部分も含めてコンサルタントさんに研修をしていただいたのですけれども。やはり工賃を上げていただくためにも、会計の部分とかも、皆さん、普段、あまり意識されていないという状況もありますので、広くそういう意識をして事業に取り組んでいただくということも含めて、大勢に対してさせていただいているというところですよ。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

これは、ぜひ、こさえたんサポーターSNSフォローアップというのがありまして、これをポチッとすればフォローができますので、委員の方でInstagramをしていない方は、ぜひ始めて、フォローしていいねをしていただくと、工賃向上につながってくると思いますので、私はフォローしますので、ぜひよろしくお願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。

○委員 すみません。私ばかりで恐縮なのですが、あと2点確認させていただきたいことがあります。事前に資料を見させていただいて、一つお伺いしたいことがあるのですけれども。

先ほどと同じところで、(5)情報発信の充実というところで、「事業所・企業等に見やすいホームページへと整理・改善」とあるのですけれども。

今、客観的に見たときの感想なのですが、工賃向上支援事業のホームページは、どちらかというと、福祉事業所さん向けに情報発信をしているページという色がちょっと濃いのかなという印象が、見させていただいて受けるのです。セミナーを開催しますよとか、こういう支援事業をやっていますとか、販売会のご案内とか、仕事の案内とかもホームページに掲載されていますけれども。

「企業等に見やすいホームページへと整理・改善」とあるので、企業側に発信できるとか、発信したいという情報をどのように掲載するのか、計画等があれば教えていただきたいと思います。

○事務局 イメージとしては、「じゅさんあっと堺」さんのホームページをお手本にしてい

まして。

○委員 そうですか。

○事務局 「じゅさんあっと堺」さんのホームページを拝見しますと、事業所向けというのは小さく、クリックすれば開いてたくさん書いている。

○委員 そうなんですよ。

○事務局 企業向けは、最初にどんと出てくるという、すぐく見やすく整理されて、すぐ発信力の高いホームページなので。

○委員 いえいえ、とんでもないです。そう言っていただきたくて質問をしたわけではないのですけれども。やはりどっちもというのが難しいのですよ。

○事務局 はい。

○委員 事業所さんにも情報を発信していきたいし、企業さんに向けても、お仕事を発注してくださいと、イベント出展等がありますよ、こんな商品がありますよとか、両方に向けて同じページで発信していくというのは、なかなか難しいなと思っていて。

われわれは、どちらかというところ、広報・啓発というところで、一般の市民の方とか、企業の方とか、団体の方に向けて、いわば授産活動、障がいのある方が福祉施設でこんなことができます、あんなことをやっています、こんな商品をつくっていますというのを、いわば発信していくページにどちらかというところ振ったのですね。

事業所の皆さん向けの情報というのも少し載せているのですが、よくよく見ないとわからないところに、ちょこっと「事業所の皆さまへ」と小さいリンクが付けてあって、そこに、食品表示に気をつけてくださいねとか、コンプライアンスに注意して商品をつくってくださいねとかで、事業所さん向けの情報を掲載させていただいているので。

だから、どちらというのはなかなか難しいのですが、一般の企業の方とかがヒットして見たときに、「こちらからご相談ください」とか、「お問い合わせフォーム」とか、そういうのがわかりやすくなっていたら、そこから問い合わせがきたりすることもあるのかなとは思っているのですけれども。

なかなか両方というのは難しいので、工夫が必要かなとは思いますが、それでも。

○事務局 ありがとうございます。また来年度もご相談させていただきながら進めたいと。

○委員 いえいえ、とんでもないです。あと、すみません、先に申し上げてしまうと、もう一点だけありまして、まず質問からなのですから。

次の「2 共同受注窓口の運営、優先調達の促進」の(3)企業に対する共同受注窓口の周知・発注促進とあるのですが、サポートカンパニーというのが、すみません、私、具体的に存じ上げていないところがあるのですけれども。サポートカンパニーというのはどのような会社さんなのでしょう。

○事務局 大阪府のほうで、サポートカンパニー登録制度を設けていまして、障がい者雇用をされていたりとか、前向きに取り組む姿勢などの要件を記載しており、登録していただいている企業さんに対して、メールマガジンでお知らせさせていただいているという。

○委員 ありがとうございます。逆に、サポートカンパニーとして加盟していない、登録されていない企業さんへ発信されている方法というのはあるのですか。

○事務局 サポートカンパニーさん以外というところですよ。

○委員 はい。

○事務局 商工会議所にチラシを置かせていただいたりとか、そういった形ですね。

○委員 実は、われわれも似たようなというか、自分たち自身の事業に関する委員会というのを開催しておりまして、そちらには、堺商工会議所から委員さんとして来ていただいたりして、常々情報共有をさせていただいたりもしております。

その商工会議所のほうにも、中小企業さんからいろいろな相談が入るので、「そういうところでお困りであれば、もしかしたら、授産活動、障がい者施設のほうで、障がい者の事業所のほうで、お役に立てることが、お手伝いできることがあるかもしれませんよ」などということ、商工会議所の職員さんや、相談窓口の方が紹介してくれることもありますし、少し行政的な窓口でいくと、堺市でいうと、「堺市産業振興センター」というところがありまして、どちらかという土地産業、中小企業の方が主にはなりますが、商工会議所さんと少し重なるところがあるのですが、企業支援をしているところがあります。そちらの相談窓口をしている職員さんにも、われわれの存在を知っていただいているので、そういったところから、「こんな相談が来ているのだけれども、福祉事業所さんでやっていただけることがあるんじゃないですか」などと、紹介をしてもらえることもあるので、商工団体さんとかに少し周知されるといいのかなという気はしますけれども。

民間の企業さんからたくさんの相談がありすぎて、正直、われわれもそうなのですが、エル・チャレンジさんも、マンパワー的な限界もあるので、何でもかんでもたくさんきても、正直、困るなというところも、なかなか難しいなとか単価が見合わないなというお仕事も多々あるので、何でもかんでもというわけにはいかないのですけれども。

そんな形で、われわれは周知させていただいていることがありますし、商工会議所の委員さんからは、「いや。まだまだ知られていないですよ」と、僕らも10年させていただいて、商工会議所の委員さんにも来ていただいて、たくさんの方に知っていただけるように、常々情報発信などもさせてもらっていますけれども。

「いや。まだまだ知らない会社さんがたくさんありますよ、まだまだですよ」などと言われているので、民間の企業さんに向けても、どんどん発信していきたいということであれば、ぜひ一緒に協力させていただきながら、できたらいいなと思っではおります。以上です。

○委員長 ありがとうございます。次の議題もありますので、この議題はここまでさせていただきまして、今、委員から建設的なご意見等を賜りました。そのことを踏まえて、今年度についても、引き続き事業の取組みの推進をよろしくお願いいたします。

それでは、「議題（3）就労継続支援優良取組表彰の着目ポイントについて」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 議題（3）についてご説明させていただきます。資料3「就労継続支援優良取組

表彰着目ポイント改正検討」をご覧ください。

就労継続支援優良取組表彰は、令和4年度より実施しており、今年度で3回の実施となっています。

表彰の実施にあたっての課題や意見等を踏まえ、選考の着目ポイントの改正を検討したいというところで、今回、事務局による対応案の資料ということでこちらをお示ししています。

本日は、この案についてご意見をいただき、改めて令和7年度の第1回の本委員会において、改正することを述べさせていただきたいという流れになっています。

ですので、今回はご承認をいただくということではなくて、ご意見をいただいて、令和7年度の第1回の本委員会で改正のご承認をいただくという流れにしたいと思っています。

まず、表彰制度の概要ですが、府内の就労継続支援B型事業所の工賃向上と就労支援について優れた取組みを表彰し、ほかの事業所に広く周知することを目的としています。

前回の第2回の委員会において、資料に記載のとおり、課題とご意見をいただいており、右にその対応案を記載しています。

まず、ご意見と対応案をご覧ください。

「開所歴が浅い事業所の応募が多かったが、一定の実績年数を要件にすべきではないか」というご意見に対して、実績3年を要件化する。

「応募書類と聞き取りだけでは、事業内容に問題がないか、被表彰者として相応しいか判断が難しい」というご意見に対して、法令上・社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される状況にないことを要件化する。

「各指定権者に指導状況等の確認を取るようにはどうか」というご意見に対して、指定権者への確認を追記する。

「情報公開を着目ポイントの一つとしているが、応募事業所が工賃実績等をホームページ等で公表していない場合が多かった」というご意見に対して、障害福祉サービス等情報公表システム（ワムネット）への情報公開を要件化する。

「令和6年度の表彰選定時は報酬改定による全国平均工賃額が不明であったため、工賃月額要件を令和5年度の工賃実績大阪府平均速報値以上とした」ということに対して、工賃月額要件を全国の平均工賃月額（前々年度分）以上に変更ということで進めてはどうか。

「高工賃かつ就労実績という要件は、軽度障がい者が多い事業所に有利な選考基準になっているのではないか」、「就労要件は、重度障がい者が多い事業所にはハードルが高いのではないか」、「着目ポイントに利用者の障害支援区分の視点を入れてはどうか」、「長く継続している事業所は支援ノウハウを、開所歴が浅い事業所は事業の新規開拓を評価するなど、開所年数に応じた着目ポイントを作ってはどうか」というご意見に対して、全国平均以上の高工賃の事業所について、四つの観点のうち、いずれか又は複数の要件を充足及び特色ある優れた取組を好事例として表彰するのはどうか。

①は令和5年度と同じ内容で、②・③・④は就労実績を課さず、別着目点を評価するとい

うことで、①就労支援として3年以内1名以上の就労実績、②目標工賃達成として工賃目標達成加算、③長期継続支援として10年以上の継続した事業運営、④重度障がい者支援として重度障がい者支援加算にしてはどうかというところです。

めくっていただき、「就労継続支援優良取組表彰着目ポイント改正検討②」ですが、こちらは、新・旧で、今回の提案に記載している内容と、右に現行ということで書いているものですが、新のほうを中心に説明させていただきます。

(1) 事業所開所年数については、障害者総合支援法に基づく指定を受けてから、申請日現在で3年以上経過していること。

(2) 法令遵守については、以下のすべてを満たしていること。

過去3年以内に指定の取消等の処分を受けていないこと、都道府県労働局により労働基準関係法令に違反するとして公表されていないこと、その他の法令上又は社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される状況にないこと。

(3) 情報開示については、先ほどと同じですが、障害福祉サービスのワムネットにおいて、平均工賃月額、就労者数等を公開していること。

(4) 工賃実績については、前年度の平均工賃月額が、全国の平均工賃月額(前々年度分)を上回るものということで、要件をすべて満たしているもの。

(5) 特色ある優れた取組みについては、次に掲げるいずれか又は複数の要件充足及び特色ある優れた取組みを行っていること。

①就労支援として、過去3年間で1人以上の一般就労実績があり、かつ、就労能力・意欲を高める訓練、企業見学・面接などの就職支援などを行っていること。

②目標工賃達成として、目標工賃達成加算を算定しており、かつ、目標工賃達成に向けた、生産性向上、外部市場開拓などを行っていること。

③長期継続支援として、10年以上継続して事業運営を行っており、かつ、安定した受注体制の確保、改善を積み重ねて培った支援の工夫、地域や外部との連携などを行っていること。

④重度障がい者支援として、重度障がい者支援の加算を算定しており、かつ、重度障がい者に応じた作業工程や能力開発の工夫、職員の支援力向上などを行っていること。以上を要件としてはどうかというものになっています。

次の事業所数という表のところですが、府内にB型事業所が1,757事業所あるということとを、要件に合わせて当てはめていき、該当する事業所数を入れているものになります。

(1) 事業所開所年数では、1,757事業所のうち940事業所が該当するということで、だいたい53%ということです。

(4) 工賃実績では、1,757事業所のうち291事業所が該当するということになっています。

で、(1)～(4)のすべてが当てはまるのが、「A×B×C」というところで、1,757事業所のうち156事業所が該当するのではないかといいものになっています。



(5) 特色ある優れた取組みの事業所としては、①～④のすべてが当てはまるのは 160 事業所が該当するということで、①のみでは 421 事業所、②のみでは 245 事業所、③のみでは 523 事業所、④のみでは 212 事業所が該当するということです。

上の(1)～(4)を満たす 156 事業所のうち、さらに①の要件を満たすものが 37 事業所、さらに②の要件を満たすものが 20 事業所、さらに③の要件を満たすものが 86 事業所、さらに④の要件を満たすものが 17 事業所ということで、想定の対象数を記載しています。

前回の本委員会でもいただいたご意見の内容を要件化して表彰をさせていただくにあたり、こうした要件を取り入れてはどうかというなかで、ご議論、ご意見をいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

「就労継続支援優良取組表彰着目ポイント改正検討③」のほうは、取りまとめたものにはなるのですが、図表で見ていただけたらと思います。

すみません。駆け足になりましたが、説明は以上です。

○委員長 ありがとうございます。今、事務局からご説明をいただきましたが、前回ご出席いただいた委員の方たちは、これを見て、いろいろ加筆・修正すべき点があるのではないかなというご意見がありました。

本日よりご出席いただいております委員の方につきまして、前回の委員のところから、少し改正すべき点というところで、今回、検討に挙がっております。

いろいろな取組みをしているところに対しては、積極的に表彰し、参考にといいるところになると思いますが、そのポイントのところで、ご意見をいただければと思っております。

今日、この場で、「次がこうです」ということでは決してございません。こういう意見、例えば、3年だと、長いのではないかとか、短いのではないかとか、そこら辺のところでご意見をいただければと思っております。

特に法令遵守のところは、やはり府が表彰するのに、何か不備があればよくありませんので、そういったところについても、少しお目通しをいただいたうえで、ご意見というところ、アイデアをいただければ、いくつか広がってまいりますので、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

これは、一応3年でもこれだけは挙がるということですね、940 事業所が。

○事務局 そうです。

○委員長 940 事業所があると。これは、長くなると、もう少し減ってしまうかもしれないという部分であったりとか、2番なんかは、当然かなというのはあるかと思うのですが。

先ほど資料の1 ページ目のところで、上から6番目、高工賃のところで、軽度障がい者が多い事業所が有利ではないかというのは、前回も少しご意見をいただいたところですので、そういったところも踏まえながら、対応法案などをご確認いただければと思います。

もう少し応募に出してほしいですね。3件、15件、6件となっていますので、応募しやすさなども少しご意見をいただければと思うのですけれども。

○委員 2回目が15と増えたのは何でしたか。背景が、何かアクションがありましたね。

○事務局 はい。

○委員 そうですね。

○委員長 これは、一応優良になると、あのマークがもらえるのですね、前にもらって、貼ってというところがあります。あと、好事例セミナーをやれる。

○事務局 最後のページに参考資料で付けていまして、今年度受賞された事業所さん、3月11日に知事に表彰してもらった事業所さんを載せていまして、こちらの左上に書いている丸印のステッカーを副賞として差し上げています。

○委員長 このグリーンファーム千里中央、丸印のやつですね。これがもらえる形になっていて、名誉なことではありますけれども。

いかがでしょう。もうご意見をいただければ検討に値すると思いますので。

○委員 ここ3年で800ぐらいのところが増えているということなのですよ、これ。もちろん新しいところが全部悪いというわけではないですが、やはり府として表彰するということと言うなら、一定実績を積んでいてということを求めるべきだと、私は思うので、3年より短くするというのはちょっとないかなと。

○委員長 そうですね。ぽっと出て、ぽっと終わってしまうところというのは、まず無理かなと思いますので。

○委員 そうですね。

○委員長 3年の妥当性とかですね。

○委員 難しいですよ。そこを応援する意味もありますから、3年がいいのか、5年がいいのか。

○委員長 工賃向上を、月平均工賃を超えているというところがあって、前回、私が言ったと思うのですが、長期にしっかりやっていると。重度の方をしっかりとサポートしながらというところ、そういったところに光が当たるようにと。サービスとしていいサービスはしているけれども、なかなか工賃につながっていないというところを表彰するのは、また趣旨と違ってきますので、そこら辺の綱引きとかがちょっと大事かなとは思いますが、それでも。

一方で、軽度の方をばあっと雇い入れて、一般就労でというのが、それもまた表彰の趣旨として合っているのかどうなのかということも、少し検討課題なのかなと思っているのですが、そこら辺も含めていかがでしょう。

○委員 この前、確かグリーンファーム千里中央さんを選んだ理由で、これは、ちょっと企業の視点かもしれないですが、下に書いている地域とのつながりとか、確か何か周りを巻き込んでやっていたのですよね。障がい者啓発活動に関わること、近隣施設で実施している朝市に参加とか、周りを巻き込んですごくやっているの、すごくいいなと。ま、難しいかな。周りを巻き込むという運動を要件に入れるのは。

○委員長 それも大切なポイントではあるかなと。地域なり、広報を手を取りながら、連携みたいな形ではありますので、そういったところとか。

○委員　そうですね。背景に大きな資本があるところなんかだと、連携しなくても自分だけで、それができるので。

○委員　そうか。そういうのもありましたね。

○委員　はい。今、おっしゃったのは、それはぜひ、何がしらの形で評価できれば。

○委員　後ろに元々大きなバックがいるところだったら、それって圧倒的有利ですよ。

○委員　そうなんです。

○委員　そうか。応募する人たちに対する、こういう要件ではなくて、アドバイスとしてそういうのもどうかですね。難しいな。何か応募要領というのはあるのですか。

○事務局　はい。応募要領はあります。先ほどありましたように、それに合わせて要綱も変わったのと、3のほうに記載してしまして。

○委員　そうですね。

○事務局　そこの変更にあたっては、来年度にご審議いただくことに。

○委員　これは、過去の受賞も載せるのですか、応募要領のなかに。

○事務局　応募要領というより、ホームページに。

○委員　ホームページにあるからいいか。

○事務局　今後、来年度、横展開というなかで、セミナー等で紹介させていただきます。

○委員　セミナーのところで紹介をするのだったら、そのなかで言ったらいいですよ。

○事務局　こちらの資料の②の着目ポイントの変更を、今、公表して募集要項に付けていますので、新というほうを、今後、着目ポイントとして要綱に載せるようなイメージになります。

こちらのなかに、今、おっしゃっていただいているようなところを、(5)の①、②、③、④のなかに少し盛り込んで、例示として書くなどということも一つあるかと思います。

今、おっしゃっていただいた目標工賃達成のところに、「外部市場開拓など」というような形では書いていて。

○事務局　もう少しここを、アドバイスという形で、もう少し書き込むというのもありかもしれません。

○委員　なるほど。

○委員　本当は、負担が掛かるから大変なんでしょうけれど、言ったのは違うのですよね。応募、紙で書いているやつだと、書いていますが、読みにくいねと。

○委員　プレゼン。

○委員　「本当はたぶん何かすごいことをやっているのだろうな」だけれど、書き慣れているとか、何かそんながあるので。

○委員　はいはい。

○委員　今も負担が掛かることであって、実際に話をさせてもらいたいなとちょっと思ったのですね、あのとき確か。

負担になりますよね、プレゼンの練習とか、そんなことをしていたら。

資料3の一番最初のページの左側の三つ目のボツ、「各指定権者に指導状況等の確認を取るようにはどうか」の「各指定権者」という意味は？

○事務局 事業所の認定権は、市町村であったり、大阪府であったり、申請していただいて認定をしていて、そこには指導権限があります。自立支援課には認定や指導の権限はありません。

○委員 じゃ、その人たちが直接そこに行って、見て指導とかしているわけですか。

○事務局 そうですね。案件があって、指導とかをされるというところがあるので、そういうことがされていないかを確認するというものなのですけれども。

○事務局 市町村に聞きますというふうにご理解いただいたら。

○委員長 ふさわしくないところは表彰しないというところですね。

○委員 その事業所に、市町村の人が直接行ってということなのですか。

○事務局 指導の状況を行っているかどうかというところは、個別案件になるので、場所もはっきりわからないのですけれども。指導の契機があるということであれば、市町村にそれを確認というところになります。

○委員 ほとんどが、今、コロナ禍で書類審査、書類の検査というか、そういう状況になっていますね。

○委員 そうですね。先ほど言ったやつも、この人たちに聞いたら、きっとわかるわけですね。

○委員 そうですね。

○委員 指導というよりは検査ですね。

○委員 そうですね。「実地指導」という言い方をしますので。

○委員長 といったところで、先ほどもお伝えしたように、今日、ここで、「これでいきます」というものではありませんので、今、委員の皆さまからちょうだいしたご意見を参考にしながら、また次のところで確定しきればと思っております。

いずれにしても、まず、いいところは参考になりますね。好事例セミナーがあって、そこでプレゼンがあってというところで、工賃向上につなげていければと思っておりますので、そのなかですね。

ただ、着目ポイントとかがあまり高すぎると、既にそこで、「まあ、いいかな」と。先ほどご意見もあったように、「申請するのも、遠慮してしまおうかな」みたいなことにもなりますので、そこら辺の線引きを少しずつゆるめながらしていければいいのかなと思います。

○委員 でも、これは、前回の意見を踏まえて、かなり工夫してくださっているのです。

○委員長 そうですね。

○委員 これは、やはりさすがだなと思いました。ありがたいです。

○委員長 はい。というところで、今、ご意見をいただきましたので、このところを改めて検討し、取りまとめいただきまして、次回に改正案を審議できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議題（３）は以上とさせていただきます。

次に「議題（４）その他」とありますが、事務局あるいは委員の皆さまから、何かございましたらお願いいたします。

○事務局 事務局からは特にありません。

○委員長 事務局からはありませんか。

○事務局 はい。

○委員長 委員の皆さまから何か。お願いいたします。

○委員 先ほどのところであった就労継続支援の優良取組表彰なのですが、企業側の優良表彰みたいな場というのはないですね。

○委員長 企業側？

○委員 企業側に、こういう優良表彰を府からもらえるみたいな。

○委員 この事業も雇用をたくさんしてくれているとか、そういうような。

○委員 雇用もそうなのですが、やはり各市町村とか事業所だけでは、工賃を上げるのはなかなか難しいから、企業が協力して、そこも巻き込んで工賃を上げていきたいと思いますので、その雇用率もあるのですけれど。企業さんが、こういう施設にこれだけの作業をお渡しますと、地域貢献していますよみたいなのも、一緒にこうやって、事業所さんとその企業さんも一緒に表彰されたら、もっとお互いがウイン・ウインになるからみたいな。

○委員 なるほど。

○委員長 なるべく作業所に注文している企業みたいなイメージ。

○委員 そうですね。これだけの事業所に仕事を提供していますみたいなのがあれば、私的にはいいのかなと。ここの優先調達のところの件数も、大阪府はすごく多くて頑張っておられるので、そこら辺の企業さんの努力も一緒に見られれば、お互いに上がっていくのかなと、個人的に思った次第です。

○委員長 ありがとうございます。そうですね。発注してくれるところがないと、なかなか上がらないというのがありますが、今、いただいた委員のご意見が、この委員会の枠組みのなかでできるかどうかと。

○委員 そうですね。

○委員長 表彰として、それがまたできるかどうかというところがあると思いますので、ご意見として、「なるほど」というようには承りました。

いわゆる企業ですね。発注側のほうに対する何か、インセンティブではないですが、何かあると優先調達が上がるのではないかな。

○委員 そうですね。はい。

○委員長 それが、引いては、工賃向上につながるのではないかとということで、できる範囲というか、できることを検討にさせていただく意見ということで承りました。

ということで、ほか、いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

では、ちょうど時間のほうも 16 時半が終了時刻になっておりますので、以上をもちまして、本日の議事はすべて終了させていただきました。

それでは、進行をお返しさせていただきます。

○事務局 委員長、ありがとうございました。

本日は、各委員の皆さま、長時間にわたりましてご審議いただき、誠にありがとうございました。

今後、ご審議いただきました内容を踏まえ、令和 7 年度の工賃向上計画支援事業を進めてまいりまして、また次回の令和 7 年度第 1 回の本委員会で、就労継続支援優良取組表彰の内容につきましても、改めてお示しさせていただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、「令和 6 年度第 3 回工賃向上計画の推進に関する専門委員会」を閉会させていただきます。

本日は、お忙しいなか、ご参集いただきまして、誠にありがとうございました。

（終了）